

第110回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

- 1 日時 令和4年5月24日（火）午前10時～午後12時20分
- 2 場所 埼玉会館 5C会議室
- 3 出席者 委員名（敬称略・五十音順）
荒木秀雄、今井眞弓、国松直、桑田仁、小嶋文、野口祐子、
松本邦義

※事務局 産業労働部副部長 野尻 一敏
商業・サービス産業支援課課長 小貝 喜海雄
商業・サービス産業支援課商業担当職員3名

4 審議内容

県意見についての審議

(1) 新設

- 新設（5条1項） (仮称) ケーズデンキ八潮店
- 新設（5条1項） (仮称) コーナン越谷大里店
- 新設（5条1項） (仮称) ドラッグコスモス上里店
- 新設（5条1項） (仮称) ロイヤルプロ草加谷塚
- 新設（5条1項） オーケー新座店新築工事

(2) 変更

- 変更（6条2項） ララガーデン川口
- 変更（6条2項） 西友蒲生伊原店
- 変更（6条2項） FUJIMALL 吹上
- 変更（6条2項） やましろや新本庄店
- 変更（6条2項） ドン・キホーテ川口新井路店
- 変更（6条2項） 久喜菖蒲商業施設
- 変更（6条2項） 白岡ショッピングセンター
- 変更（6条2項） ヤオコー狭山北入曽ショッピングプラザ
- 変更（6条2項） ヤオコー朝霞岡店
- 変更（6条2項） ミネビル
- 変更（6条2項） トコスショッピングセンター
- 変更（6条2項） ヤオコー入間仏子店

- | | |
|-----------|------------|
| ●変更（6条2項） | ヤオコー新座栗原店 |
| ●変更（6条2項） | ヤオコー所沢椿峰店 |
| ●変更（6条2項） | ヤオコー新座店 A棟 |
| ●変更（6条2項） | ヤオコー入曽店 |
| ●変更（6条2項） | ヤオコー入間下藤沢店 |

5 傍聴人 0名

6 その他 事前打ち合わせを行い、内容等について確認した。

- | | | |
|------------|----------|---------|
| (1) 交通について | 5月 9日(月) | 小嶋 文 委員 |
| (2) 騒音について | 5月11日(水) | 国松 直 委員 |

会議要旨（概要）

1 開会

2 議事

県意見についての審議

（1）新設

- 新設（5条1項） （仮称）ケーズデンキ八潮店

（事務局説明）

【委員】 交通に関して、交通需要率に基づき、事務局から交通渋滞について問題がないとの説明がありましたが、そのとおりだと思います。その他、八潮市の意見について回答いただいたとおり、設置者には適切に対応していただきたいと思います。

【委員】 騒音に関しては、予測として、等価騒音レベルは昼間、夜間ともに環境基準を満たしています。夜間の騒音レベルは全地点規制基準以下です。また、夜間の定常騒音合成値も規制基準以下です。

従って、騒音に関して周辺環境に与える影響は軽微であると届出書に記載があるとおりでよいと思います。

【委員】 八潮市の意見(3)で、騒音等で児童生徒が健康を害することのないようにとありますが、交通騒音が児童の健康を害するということを懸念されているということですか。

【事務局】 交通の騒音だけではないと思います。

【委員】 今までそのようなことを懸念している店舗はなかったような気がします。店舗から発生する全体の音を予測として、ちゃんと基準を満たしているか、そういうところをチェックしてくださいということでしょうか。

【事務局】 はい、そのとおりです。

【委員】 わかりました。

小学校の通学路の件は八潮市の意見にもありますが、設置者がどのような配慮をするのか、回答が漠然としているような気がします。通常は具体的な対応方法が記載されていると思いますが、この回答を見る限り、何を具体的にしようとしているのかよくわかりません。

【事務局】 具体的な対応につきまして、設置者に確認し、後ほどご報告します。

【委員】 荷さばき時間が6時から22時ですが、登下校時間帯は荷さばき車両の搬入をゼロにするのは難しいと思いますが、減らすとか、時間帯を分散させるとか、何かそういう内容で安全確保に努めますというような、何かそのような配慮のほうが具体的だと思います。

【委員】 図面で通学路を確認すると、計画地の左側、西側に隣接している道路の向かい側の歩道が通学路という理解でよろしいですか。
従って、計画地に隣接する歩道は通学路ではない、計画地に隣接した歩道を子供たちは歩かないという理解であっていますか。

【事務局】 はい、そうです。反対側の歩道が通学路です。

【委員】 わかりました。

【委員】 昨今において、事業者側の働き方改革であるとか、あるいは配送の効率化が求められているところですが、なかなか人繰りがままならないということで、どうやって荷さばきを時間内に終わらせるか非常に苦慮している、これは日本全体の現状だと思います。

ですから比較的安全であるというか、先ほど委員からも児童の通学路が直接(店舗に)隣接しているのではないという指摘もありましたし、そういうことが総合的に判断されるのであれば、逆にこの審議会から設置者側に具体的にこういうふうに警備員をつけるとか、時間を区切るなど、そういうことを言ってしまうと、負荷をかけ過ぎてしまうのではないかと懸念されるので、バランスのある意見出しをこの審議会ではしたほうがよいのではないのでしょうか。

【委員】 設置者側の判断になるとは思いますが、私が申し上げたいのは八潮市の意見(3)に対する回答について設置者から具体的な提案があるほうがよいのではないかということです。

【議 長】 ただ今の審議は、登下校時の時間帯について、(設置者に)もう少し具体的な配慮を求めたほうがよいというのが委員の意見ということでしょうか。

【委 員】 はい、設置者がどういうことを考えて回答されたのか、そこを知りたいのです。委員が言われるように、あまり具体的なところをこちらから提示するというのはちょっと差し控えたほうがいいのかという気がしております。

【議 長】 こちらについては設置者に(事務局から)具体的に確認していただくということによいですか。

【委 員】 はい。

【議 長】 以上の審議を踏まえ、その他、具体的な意見はないと思われまして、県意見は付さないということによろしいでしょうか。

(全員了承)

【事務局】 八潮市の意見に対する具体的な対応策について設置者の回答が確認できましたのでご報告をさせていただきます。

交通については、オープン時や繁忙時などは出入口に交通整理員を配置して安全な営業に努めるとの回答がありました。

騒音につきましては、10 ページの店舗下側の道路が通学路でございまして、そこから離れた位置、左上のほうにキュービクルや排気口を設置し、通学する児童に騒音の影響が及ばないようにしているとの回答でした。

【委 員】 八潮市から意見が出ておりますが、設置者としては騒音源として通学路から離れたところに配置したということですね。そういう配慮をして設置したということですね。

【事務局】 はい。

●新設（5条1項） （仮称）コーナン越谷大里店

（事務局説明）

【委員】 交通に関して、誘導経路図にて、主に交通渋滞の関係で、交差点需要率上は問題ないという（事務局からの）ご説明でした。ただ【地点1】の駅入口の交差点については、0.9を下回っているといっても、将来は平日0.735、休日0.719と計算されておりますので比較的高くなっているということからも、オープンしてからの交通状況に注意していただいて、何か問題が起こっている場合には対処いただきたいと考えます。

また、住民の方から意見が出ておりますように、特に追加資料の③搬入車両出入口のところについては、細い道路になっておりますし、通学路にかかっているところもあります。（設置者は）従業員を置いて対処すると回答されておりますが、そちらを確実にしていただいて、何か苦情が出た場合にはしっかりと対応していただきたいという意見でございます。

【委員】 騒音に関しては、等価騒音レベルは昼間、夜間ともに全地点で環境基準以下です。夜間の最大騒音の予測も全地点で規制基準以下です。定常騒音の合成値も2か所ですけど規制基準以下となっています。

従って騒音の予測結果からは、店舗出店に伴う騒音の影響は軽微であると考えます。

住民意見(1)に「住宅地域の騒音基準を満たす機器を設置してください」という意見がありますが、設置者の回答にあるように、騒音予測については第一種中高層住居専用地域の基準を満たしているということで、機器の導入を検討されているかもしれませんが、予測結果としては基準を満たすという結果になっています。

【委員】 近所にもスーパービバホームがあり、建築資材を扱っていますが、業者が開店前から資材の買い付けにかなり並ぶといった光景がよく見られます。（設置者の）回答では、きちんと交通整理員等を配置すると言っているらしいですが、ぜひこの点はしっかり運用していただきたいと思います。

【委員】 店舗の性格上、建築関係のプロの方が利用されるということだと思

いますが、駐車場に身障者用駐車スペースが2台しかなく、これで足りているのでしょうか。1階、2階に各1台しかこの図面からは見られないのですがいかがでしょうか。

【事務局】 埼玉県の福祉のまちづくり条例では、身障者用駐車スペースについて、200台を超えた場合には1%プラス2台ということが義務ということで記載されています。これについては、越谷市に条例があればそちらのほうは適用になりますが、一義的には1%プラス2台という運用について守ってもらうように設置者のほうに働きかけるべきと考えます。

【委員】 住民意見として、眺望の阻害、圧迫感等による健康被害への対策が強く求められていますが、住宅の南側に建つことになり、バックヤードを見せられるというのが圧迫感と言っているのか、中から覗かれる心配はないが、こういったバックヤードを見せられる心理的な不快感は大きいのではないかと思います。基準は満たしているとはいえ、何か配慮はできないのでしょうか。

【事務局】 大規模小売店舗立地法では、設置者に配慮を求める事項として、例えば廃棄物でありますとか、騒音でありますとか記載がございます。逆に日照ですとか、圧迫感とか、そういうものについては立地法上の観点からは意見をつけることができる分野ではないのですが、やはり、近隣にお住まいの方から意見が出た場合には、そこについては十分協議していただくようなことを設置者にはお願いしたいと思います。

【委員】 ぜひ北側にお住まいの住民の方に十分なお説明や配慮をお願いしたいと思います。

【委員】 バックヤードといっても、15ページによると外壁があります。

【委員】 壁がそそり立つといえますか、それが圧迫感と言うのでしょうか。ここに荷さばき車両が出入りするという部分もあるので、それを見えるようになるのかわかりませんが、眺望として快適ではないなと思います。

【委員】 図面のグリーンのところは店舗敷地ですか。

【事務局】 はい。緑地です。

【委員】 このグリーンの左側は何か目隠しフェンスだとか、圧迫感を感じるものですか。

【委員】 どのぐらいの高さなのか、低木なのか。その辺について住民意見を反映して配慮していただきたい。

【議長】 低木の設置等を検討してもらえないかという意見でよろしいでしょうか。

【委員】 角に公園がありますが、これは緑地帯という意味ですか。

【事務局】 これは敷地外の別の物です。

【委員】 そうであれば、緑地帯を北側にも設けるのもいいかもしれませんね。

【委員】 出入口No.3ですけど、左折入庫、右折出庫になっていますけど、これを徹底しないと左折出庫すると、14 ページにあるように住宅街の中に入ってしまう。

出入口No.3 の出庫については、右折出庫を徹底するようにと伝えたいほうがよいと思います。

【委員】 住民意見(2)に、児童の通学路での安全確保が絶対条件という強い言葉で書かれておりますので、これについての配慮を審議会でもしたほうがいいのかと思います。そこところは交通整理員等を配置するとともに、と設置者の回答がありますが、口頭意見でももう一度確認するというので安全確保の徹底をお願いするというのを言ったほうがよいと思います。

【議長】 以上の審議を踏まえ、交通の専門の委員から【地点1】が比較的交通利用率が高いことから、今後、交通状況について注視し、問題が起きたらすぐに対処するようにして欲しいということ、通学路が近いので出入口や搬入車両口に人員を置いて安全確保に努めてほしいこと、出入口No.3 について右折出庫を徹底してほしいこと、身障者用の駐車場スペースについて県の基準を満たしてほしいということによ

いでしょうか。

事務局に確認ですが、身障者用駐車場のスペースについて県の意見をつけてよいですか。

【事務局】 過去の事例ですと、大規模小売店舗立地法で配慮を求めるというよりは他の法令で指導をする案件でということ、今までは口頭意見という形で伝えているというのが先例です。

【議長】 北側の壁に低木の設置等をして景観への配慮を検討してほしいという意見がありましたが、これらの意見をとりあげるということでよろしいでしょうか。

【委員】 景観への配慮は必要だと思いますが、その対応の仕方を住民の方とよく協議したほうがよいと思います。住民の方によっては木が近いことをご懸念されることもあるので、よく住民と協議の上、景観への配慮するぐらいでよいかと思います。図面によると、それなりに距離はとっておりまして、いずれにしても住民の意見を組んで、そのしつらえ等については配慮することに努めるぐらいでよいのではと思います。

【議長】 ただ住民の意見というと、少し曖昧というか、住民との協議というのを県のほうからお願いすることになるのかなど。ちょっとそれは意見として強くないのかなと思いますがいかがでしょうか。

これまでの意見の内容は、設置者だけでできる内容ばかりだったと思います。住民との協議というと、住民とのアクセスってかなり大変なことをお願いすることになってしまう気がします。

【委員】 わかりました。住民に配慮した植栽に努めるぐらいでよいです。

【議長】 これまで出てきました意見について口頭意見ということでもよろしいですか。

【委員】 口頭意見だとその場で終わってしまう感じがするため、文書で附帯意見を付すほうがよいと思います。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととしますが、以下の附帯意見及び口頭意見を付することとします。

(附帯意見)

- 交差点需要率予測地点1の平日の需要率(0.735)は0.9を下回っているものの、比較的大きい値であるため、開店後も交通状況を注視し、必要に応じて適切な対策を講じること。
- No.3 出入口について右折アウトを周知徹底すること。
- 開店前に周辺道路に交通渋滞が発生しないよう、出入口に交通整理員の配置に努めること。

さらに付近に通学路があることから、通学時間帯にも、出入口に適宜交通整理員の配置に努めること。

(口頭意見)

- 「埼玉県福祉のまちづくり条例」の基準を満たす障害者用駐車台数の確保を検討すること。
- 北側の塀の外側に低木を植栽するなど周辺住民の意向を配慮した景観作りに努めること。

上記を附帯意見及び口頭意見として設置者に伝えるということでしょうか。

(全員了承)

●新設（5条1項）

（仮称）ドラッグコスモス上里店

（事務局説明）

【委員】 交通に関して、事務局から渋滞関係についてご説明いただいたとおり、交差点需要率上は問題なく、渋滞を引き起こすような交通上の影響はないと思います。事務局説明の最後のほうで、交通協議での意見ということで補足のご説明をいただきましたが、Bルート、西側から来るルートをぐるっと周ってもらって右折で入らせないようになっているということで、こちらをしっかりと守ってもらうこと。資料2の5ページ③の写真で示していただいていますように、物理的に右折できないようになっている道路ではないので、右折して入ろうという車が出てきてもおかしくないので、注視していただいて、対応いただきたいと思います。

【委員】 騒音に関しては、予測結果については、25ページに記載されているとおり、等価騒音レベルの予測については、昼間及び夜間ともに全地点環境基準以下となりました。

夜間最大騒音の予測は、店舗敷地境界では超過する点があったため、隣地敷地境界で、33ページの14ㄥと思いますが、そこで再予測をして、その結果としては規制基準値以下となったということです。定常騒音合成値は規制基準値以下となったとのこと。33ページを見ていただくと、22時以降閉鎖というエリアがありますので、こういうことを考慮した結果として予測がされていますので、22時以降の閉鎖区域の夜間利用をしないように徹底をお願いしたいと思います。

そういう徹底事項とともに、予測結果としては騒音の影響としては軽微であると考えます。

【委員】 28ページですけど、道路から店舗入口まで茶色の矢印で示されているのは何ですか。

【事務局】 歩行者用の通路のイメージです。

【委員】 敷地内に駐車している方々はこの通路を使用するのですか。

【事務局】 車で来られた方が使う通路というよりは自転車又は徒歩で来られた方が出入口からお店の入口に行く通路というイメージで、道路にペイントするものです。

【委員】 歩行者用の通路が気になっていたのですが、車で矢印方向に左折して出ていくわけですが、歩行者用通路とぶつかり、危険だと見ていて思いますが、歩行者用通路をもっと安全なところに移動することはできないのでしょうか。

【事務局】 設置者に確認せずに、この場で移動できるかどうか申し上げることはできません。車歩道が分離されており、歩道もあります。駐車場の出入口は歩道を横切って来退店することになるため、繁忙時等は誘導員をおく等の対応を求めることは可能だと思います。

【議長】 これについては事務局に確認するというだけでよいでしょうか。
店舗内で歩行者が車両と交わらないで歩行できる対策を考えて欲しいという意見でよろしいでしょうか。

【委員】 ここは特にしようとしている車が左折するわけですが、後ろから歩行者が歩いてきて、運転者が気づかずに歩行者を巻き込むということがないように思います。自転車も通り抜けていくと危ない気がします。

【委員】 駐車場内に誘導の矢印だとか、車の動きを誘導するものがされていないです。そこを17号線から入ってきたときに、右に行かずに左に誘導させて、必ず出るときは右側から歩行者の通路を横切って出るとか、一方向でやるほうが安全確保の意味ではいいのかなと思います。出入口が交差すると繁雑になるような気がするので、できれば赤で入った車は時計まわりで周るとか、誘導の矢印があったほうがよいと思います。

【議長】 今のご意見は、駐車場内の安全確保を講ずる措置を徹底して欲しいということでしょうか。
その他、騒音の観点から22時以降の夜間利用しないことを徹底して欲しいということ、周辺交通の安全のため来退店経路の徹底をして欲しいこと、以上3点を口頭意見とすることとしてよいですか。

【委員】 重要なことですから文書で附帯意見を付すのがよいと思います。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととしますが、以下の附帯意見を文書で述べることにします。

- ・ 歩行者用通路の位置の再検討や駐車場の車路を一方通行にするなど、駐車場内の歩行者の安全確保に努めること。
- ・ 騒音の規制基準を遵守するため、駐車場東側区域の22時以降閉鎖を確実に実施すること。
- ・ 周辺道路の交通安全のため、来店車用の誘導看板を適切に設置し、来退店経路を周知徹底すること。

上記を附帯意見として設置者に伝えるということによろしいですか。

(全員了承)

●新設（5条1項）

（仮称）ロイヤルプロ草加谷塚

（事務局説明）

【委員】 交通に関して、事務局からご説明いただいたとおり、こちらの将来の交通需要率についても影響は軽微ということで、渋滞を起こすような問題は起きないと思います。

来退店経路について、ご意見にもあったとおり、しっかり来退店経路をお守りいただいて、こちらも物理的に右折できないようになっていないので、しっかり状況を注視していただきたいと思います。

最後にご説明いただいた草加市の意見への交通安全対策に関して、スクールゾーンの時間帯の交通規制があるので注意してくださいという意見に対して、設置者からは今後誘導することがあれば注意いたしますという回答になっていますけど、対応としては、このお店に来る人がそんな道路を通っているような問題が起きれば対処するという事ではないかと。今一度お伝えいただいたほうがよいかと思えます。

【議長】 事務局いかがでしょうか。

【事務局】 該当の市道の場所と対応につきまして設置者に確認し、後ほどご報告をさせていただきます。

【委員】 騒音に関しては、35ページの等価騒音レベルは昼間、夜間ともに環境基準以下、夜間の最大騒音予測も規制基準値以下、定常騒音合成値も全地点規制基準値以下です。

42ページですが、夜間最大値の予測結果での予測地点Q01は図面に記載されておりませんが、P1と同じ位置であることを確認しています。

キュービクル01の騒音に対して予測を行っており、その結果としては基準以下になっているということで、この店舗に対して騒音による周辺環境への影響は軽微であると考えます。

【議長】 こちらについては交通の見地から、周辺の交通環境のために来退店経路を徹底して欲しいとのご意見がございましたが、その他にあ

りませんか。

なければ、こちらの意見につきまして附帯意見とするか、口頭意見にするかがいます。

【委員】 事務局、以前同じようなケースでどうされてきましたか。

【事務局】 附帯意見です。

【委員】 それでは同じ附帯意見でよろしいのではないのでしょうか。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととしますが、以下の附帯意見を文書で述べることにします。

- ・ 車両の誘導について右折イン右折アウトする車両がないよう、来退店経路の周知徹底に努めること。

上記を附帯意見として設置者に伝えるということによろしいですか。

(全員了承)

【事務局】 (仮称)ロイヤルプロ草加谷塚について、スクールゾーンのご質問に対して設置者から回答がありましたのでご報告をします。

38 ページのスクールゾーンの市道の場所は、計画地南側の、パチンコ一番館の右側の道路、西と東に走っている道路がスクールゾーンのエリアとなっているそうです。

こちらについては基本的には今後誘導する予定はないようで、もし仮に誘導するという事になった場合には、スクールゾーンで交通規制をやっている時間帯があるということはホームページやチラシで周知するとは言っていました。基本的にはここを誘導する経路にはしないとの回答でした。

●新設（5条1項）

オーケー新座店新築工事

（事務局説明）

【委員】 交通に関して、55 ページで交通のご説明をさせていただきますが、交差点需要率については問題ないということで、渋滞に関する影響は問題ないだろうとのことですが、こちらの案件については渋滞というよりは、追加資料の9 ページの写真でお示しいただいたように細い道路に囲まれている敷地でオープンすることのご懸念のほうが大きいということかと思えます。住民の方、市から交通に関してご意見を多く出していただいておりますので、そちらに関して回答いただいているとおり、適切にご対応いただきたいと思います。

通学時間帯のことについて、特に周知して対応することが記載されていますが、住宅地の中ということで、通学時間帯以外にも歩行者の方、自転車の方が通る道路だと思えますので、来店する方にそういった全般的に常に交通安全に気を付けていただくような周知というのを店舗からもしていただきたいと思います。

【委員】 騒音に関しては、等価騒音レベルの環境基準について、昼間、夜間ともに全地点で基準以下になっていること、夜間の最大騒音の予測は一部直近住居外壁で規制基準以下になる結果となったと、定常騒音合成値について直近住居外壁で規制基準値以下ということで。直近住居外壁というのが、56 ページの右下の P3´´、換 03´´ というのがありますが、ここで規制基準値以下になっているということです。それ以外のところで騒音の問題が発生した場合には誠意を持って対応して欲しいと思えます。

60 ページの新座市の意見の中で、2(3)の夜間の利用制限を行うこととありますが、この店舗は夜間の駐車場の利用がないということで、ここは閉鎖をする対応をとられるそうです。

店舗の北側に住居がたくさんありますが、防音壁が店舗のキュービクルを囲むように紫色のラインで示しています。また、上部冷設置場がありますが、この2階部分についても遮音壁を設置するというように騒音対策に努めているということです。

口頭意見でよいと思えますが、騒音の苦情が発生した場合には誠意を持って対応して欲しいことを伝えていただければと思います。

【委員】 住民意見が出てくるというのは稀なことですが、この店舗に関しては2名の方から住民意見が出てきていて、先ほども言われたように住宅地の中で狭い道路に来退店車両が入っているということで環境的にはこういう立地の中では結構厳しい環境になっていると思いますので、審議会の中でも住民意見を反映するように、それらを口頭意見にするのか、附帯意見か審議して取り上げたい点かと思います。

【委員】 住宅地の中でということで、追加資料の写真を見ますと、荷さばき施設に入っていく道路もスクールゾーンですし、来退店するための東西の道路も全部スクールゾーンになっています。

写真にある電柱に、『7:30-8:30 スクールゾーンにつき、右左折禁止』とありまして、全ての来退店経路がスクールゾーンなのかと、この資料を見ると思います。

『7:30-8:30』はここを通れないわけで、荷さばき車両も通れないのではないかと思います。住民意見に対する設置者の回答は、オープンが午前8時30分で、年末に午前8時になるかもしれませんや、駐車場のオープンも直前にしますなど非常に曖昧に回答されていると思います。

午前7時30分から午前8時30分に通れないのであれば、もう少し明快に、荷さばき車両も通れないということで認識していただきたいと思います。

【委員】 オーケーという会社はどのような業種ですか。

【事務局】 オーケーはスーパーマーケットです。

荷さばきの時間帯ですが、計画では朝の6時台、7時台にも2t車、4t車がそれぞれ来る計画になっています。

スクールゾーンということで、右左折禁止になっていますので、この交差点を右左折しないで直進で荷さばきの所まで入ってくるようルート設定にされているはずですが。

【委員】 食品スーパーであれば、1日に何便も来るとは思いますが。

【事務局】 届出書によると、午前6時から午前7時で1台ずつ、午前6時から午前7時で4台、午前7時から午前8時も4台です。

【委員】 通学路の時間帯にかかりますね。

【委員】 平日は午前7時30分までにしていただかないと。

【事務局】 届出書は1時間単位でして、申告がありませんが、通学時間の午前7時30分以降はやらないようにしていただかないと、新座市意見への回答と整合がとれません。

【議長】 今までに出てきた意見としまして、住民の交通に関する意見を重視すること、車での来店客に対し、交通安全を周知徹底して欲しいこと、騒音の苦情が発生したら誠意を持って対処して欲しいこと、荷さばき車両の搬入時間は通学時間帯を避けた計画にして欲しい、以上の意見でよろしいでしょうか。

【委員】 この店舗は厳しいと思いますので、すべて附帯意見でよいと思います。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととしますが、以下の附帯意見を文書で述べることにします。

- ・ 住民意見に対して行った回答で、実施するとされたことを遵守すること。
- ・ 車での来店客に対して交通安全の周知徹底に努めること。
- ・ 周辺住民から騒音についての苦情が発生した場合は誠意をもって対応すること。
- ・ 荷さばき車両の搬入時間は通学時間を避けるように計画すること。

上記を附帯意見として設置者に伝えるということよろしいですか。

(全員了承)

(2) 変更

- 変更 (6条2項) ララガーデン川口
- 変更 (6条2項) 西友蒲生伊原店
- 変更 (6条2項) FUJIMALL 吹上
- 変更 (6条2項) やましろや新本庄店
- 変更 (6条2項) ドン・キホーテ川口新井宿店
- 変更 (6条2項) 久喜菖蒲商業施設
- 変更 (6条2項) 白岡ショッピングセンター
- 変更 (6条2項) ヤオコー狭山北入曽ショッピングプラザ
- 変更 (6条2項) ヤオコー朝霞岡店
- 変更 (6条2項) ミネビル
- 変更 (6条2項) トコスショッピングセンター
- 変更 (6条2項) ヤオコー入間仏子店
- 変更 (6条2項) ヤオコー新座栗原店
- 変更 (6条2項) ヤオコー所沢椿峰店
- 変更 (6条2項) ヤオコー新座店 A棟
- 変更 (6条2項) ヤオコー入曽店
- 変更 (6条2項) ヤオコー入間下藤沢店

(事務局説明)

【委員】 交通に関して、ララガーデン川口について、隔地の駐車場が増えるということで、隔地の駐車場に停めた車の歩行者は道路を渡って店舗に来るので、歩行者の危険な横断ですとか、歩行者を自動車の中で危険な状態が起きないか注意していただきたいという意見です。

変更 11～22 については、利用時間は早まるということで、通学時間帯と重なる可能性が出てくるということです。通学路が重なっているとか、近いとか、そういうところでは店舗からの交通安全の周知を徹底していただきたいという意見であります。

【事務局】 補足ですが、ララガーデン川口の隔地駐車場は現在もお盆とか年末年始の繁忙期は臨時に借り上げて使用しているそうです。現在も、そういった時期のお客様の誘導については、ある程度やっているようです。

また、11 久喜菖蒲商業施設から 22 ヤオコー入間下藤沢店ですが、届出上は毎日 8 時からですが、実際の運用は年末の繁忙期のみ当面は 8 時開店の計画とすると聞いています。

学校はお休みの時期ですが、届出上はいつでもその気になれば8時からの営業ができるということになっています。

【議 長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととしますが、以下の店舗については口頭意見を述べることにします。

ララガーデン川口

- ・ 今回設ける隔地駐車場と店舗の間の歩行者の通行の安全を確保すること。

久喜菖蒲商業施設・白岡ショッピングセンター・ヤオコー狭山北入曽ショッピングプラザ・ヤオコー朝霞岡店・ミネビル・トコスショッピングセンター・ヤオコー入間仏子店・ヤオコー新座栗原店・ヤオコー所沢椿峰店・ヤオコー新座店 A棟・ヤオコー入曽店・ヤオコー入間下藤沢店

- ・ 開店時刻が児童の登校時間帯と重なる場合は、交通安全に配慮した対策を講じること。

上記を口頭意見として設置者に伝えるということによろしいですか。

(全員了承)

3 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和4年 5月 24日

議 長 今井 眞弓

議事録署名委員 小嶋 文

議事録署名委員 野口 祐子